

西都市地場産業販路拡大事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業者の販路拡大に資する取組を促進し、地場産業の振興を図るため、予算の範囲内において西都市地場産業販路拡大事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、西都市補助金等の交付に関する規則（昭和42年西都市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は、市内で開発、製造、加工その他の工程の主要な部分を行っている商品又は製品（以下「地場産品」という。）を生産する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（専ら農業、林業又は漁業を営む者を除く。）をいう。）で組織する団体であって、市税等の滞納がないものとする。ただし、同一年度内において、既に交付決定を受けた団体の主たる役員（代表者、理事、委員その他団体の意思決定に直接関わる者をいう。）が同一である団体その他実質的に同一と認められる団体は除くものとする。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、地場産品を生産する者を主たる出展者とする物産展、商談会、展示会その他の催事（以下「物産展等」という。）を市内において開催する事業とする。ただし、他のイベントと一体として行われる事業又は他の補助金の交付対象となっている事業は、補助の対象としない。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるもののうち、消費税及び地方消費税の額を除くものとする。

- (1) 会場使用料
- (2) 会場設営費
- (3) 備品借用費

- (4) 電気工事費
- (5) 給排水施設使用料
- (6) 輸送費
- (7) 光熱水費
- (8) 広報費
- (9) その他市長が特に必要と認める経費
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、25万円を限度とする。

- 2 補助金の交付は、同一補助事業者当たり同一年度につき1回限りとする。

(交付申請)

第6条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書の提出期限は、事業を実施する日から起算して30日前までとする。

- 2 規則第3条第4号に規定する補助金等交付申請書に添付する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 物産展等の概要が分かる書類
- (2) 市税等の滞納がないことを証する書類
- (3) 団体の概要が分かる書類
- (4) 団体の定款、規約又は会則
- (5) 役員名簿及び構成員名簿

(交付方法)

第7条 補助金は、精算払により交付する。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第10条第2項ただし書に規定する市長の定める軽微な変更の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助対象経費の合計額の20パーセント以内の増減
- (2) 補助の目的又は事業能率に関係がない事業計画の細部の変更
(実績報告)

第9条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は交付を決定した日が属する年度の末日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1) 事業実績書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 支出を証する書類
 - (4) 出展者名簿
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 この告示は、令和10年5月31日限り、その効力を失う。